

議案第125号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 会計年度任用職員の給与を改定するとともに、勤勉手当の支給に係る規定
を設ける必要があるので、本案を提出する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

3 前項の給料表の給料月額に増額等改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。次項において同じ。）があった場合における会計年度任用職員に対する前項の給料表の適用は、給与条例及び幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

第3条に次の1項を加える。

4 前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、第2項の給料表を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の12月1日とする。

(1) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（区における任命権者によって任用される期間に限る。）が、通算して3月以下の会計年度任用職員

(2) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（区における任命権者によって任用される期間に限る。）中の勤務日数及び勤務時間について、1週間当たりの勤務日数が2日以下、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員

第17条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第17条の2」に改める。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条第2項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第3項中「第1号及び第2号」を「同条第1号及び第2号」に改める。

第16条中「期末手当」の次に「及び第17条の2の勤勉手当」を加える。

第17条第2項中「報酬」を「報酬の額」に、「100分の130」を「100分の120」に改め、同条第3項中「一時差止め」を「支給の一時差止め」に改め

る。

第2章中第17条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の勤勉手当)

第17条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。